

第3回戸籍システム検討ワーキンググループ 議事要旨

- 1 日 時：平成27年9月15日（火）15：58～18：07
- 2 場 所：法務省民事局会議室
- 3 出席者：安達座長，遠藤委員，小澤委員，小松崎委員，酒井委員，高橋委員，中村委員，名越委員，平野委員，本間委員，鷺崎委員，手塚オブザーバー
- 4 概 要：法務省から，配付資料に関する説明を行った後，自由討論が行われ，大要，以下のような指摘等がされた。

【戸籍情報システムの在り方・形態について】

- （戸籍情報システムと住民基本台帳ネットワークシステムの連携について）住民基本台帳ネットワークシステムで保有している情報は，住民票の情報の一部のみであり，現状保有しているもの以上に情報を保有するためには，システム改修を要し，費用がかかることが懸念される。また，他の事務との連携に利用できるかどうかについては，住民基本台帳ネットワークシステムの利用目的に照らして，検討する必要がある。
 - ・ 住民基本台帳法に基づく通知について住民基本台帳ネットワークシステムを利用して行うという点については，現時点で想定される考え方の一つとして掲げたものであり，制約があり得ることも踏まえて今後検討していく。
- 新しい業務要件の実現性としていくつか考えられている中での優先順位付けは，このワーキンググループで行っていくのか。また，その場合には，どのぐらいの頻度で，誰のために行う業務なのか，その業務要件によってもたらされる価値がどの程度なのか，という観点で，マストなものかオプションなものかを決めていく必要がある。
 - ・ 優先順位付けについては，ワーキンググループと戸籍制度に関する研究会の双方の意見を踏まえながら検討していくことになる。また，今後，できるものについては，費用対効果の観点からも量的な試算を行っていかねばならない。
- 現状においては，例えば出生届について，子の父や母以外に，祖母が提出することも可能であったように思うが，マイナンバー制度に対応するようになると，今後，そのような点はどのようになっていくのか。
 - ・ 戸籍謄本を窓口に出す代わりに，マイナンバーと紐付けて戸籍情報を連携させることになると，本人にしか戸籍情報を使えなくなるという可能性も考えられるので，どの範囲でマイナンバーと紐付けて，どのような形で利用することができるようにするかという問題について，今後議論していかねばいけないと考えている。
- 戸籍，附票，住民票上の本籍欄という住民基本台帳のシステムへの業務上の連携はかなりあると思うので，そういった視点も一つとして入れた方が良いのではないか。今後，戸籍事務においてマイナンバーを使っていこうとした場合には，住民基本台帳がメインのキーになるので，そうしたときに戸籍と住民基本台帳の情報を紐付けるには，戸籍の附票が非常に重要なアイテムになってくる。その辺りについて，それぞれの働きとシステムの連携とつながりを念頭に置いて検討し

ていく必要がある。

- 法務局が戸籍訂正の記録をすることができるようにするためには、現在、戸籍事務の管掌者は市区町村長ということで戸籍法に規定されているので、その部分についての法制上の手当も必要になるのではないか。
 - ・ 戸籍訂正の問題以外にも、届出受理地での戸籍の記録や、戸籍証明書の広域交付の問題等においても戸籍事務の管掌者をどうするのかというところに関わってくると思っている。この点については戸籍制度に関する研究会でも議論しながらどのような戸籍制度とするのが良いかという視点で考えたい。
- 届書類の保存期間については、戸籍副本データ管理システムの整備に伴い、27年から5年に短縮された経緯もあり、計画的に届書類の廃棄を進めているところもあるので、保存期間の延長の方向性については早めに示す必要がある。また、保存期間の延長に伴い、届書記載事項証明書の請求に応じることができる範囲が拡大することになるが、特に届出から何十年も経過すると、請求人について窓口で審査する際に、相続関係を調べる必要が出てくる場合があるので、検討に当たっては、必要性や、適切な保存期間がどの程度なのかという視点も入れるべきである。
 - ・ 利用者のニーズも見ながら検討を進めて行きたい。
- 戸籍情報システムで利用する回線について、専用線を利用するものがあるようだが、L GWANを使うことができればコストダウンを図ることもできると思われるので、今後検討してはどうか。
- （他事務連携において副本データを活用する考え方について、）情報提供を受ける側からすれば、正本と副本で情報量に違いがないのであれば、正本でも副本でもデータの形態にこだわるところはないが、提供されるデータの形式は一定の形式に整えられていることが望ましい。
- ここでの検討には、行政機関の先にいる利用者である国民が見えない点に違和感がある。国民のためにサービスを提供するのだというのは基本原則であり、システムの形態案について比較する際には、国民が今まで受けていたサービスと比べてどれだけ良くなるかといった観点がないと、システムの在り方として良いか悪いかを判断することはできない。
- 抽象的な情報のみでは、システムの性能評価や情報セキュリティに関する議論はできないので、トラフィック、トランザクション、ネットワークがどうか、など数値的なものを具体化する必要がある。
 - ・ システムの在り方については、システム形態とシステム方式(アーキテクチャ)に分けて検討することとしており、戸籍情報システムは行政事務に使用するものでもあり、戸籍制度に関する研究会で議論されている制度面の話とも関連するので、特にシステム方式に関しては、来年度に予定している検討のところで詳細化し、掘り下げていく予定である。

- アーキテクチャ評価では、業務要件ごとの具体的なシナリオに沿って、どのように流れていくかという精密な評価をする際に、品質を多面的に網羅して考えるものである。ISOの国際規格に照らして品質特性を網羅しているかどうかという観点から見ると、システムを整備した後の保守や拡張のしやすさについても評価のポイントとなる。
- 現状、市区町村ではそれぞれに外字を作成して使用しているが、全市区町村のシステムを一元化することになれば、全ての市区町村で使用されている外字について、字形から同定を行い、文字コードを共通化する作業が必要になるのか。
 - ・ 文字コードの共通化は、システムの一元化をする場合だけでなく、マイナンバーに対応して戸籍情報の連携を行うためには必ず行わなければならない作業である。
- 全部ゼロからシステムをつくるわけでないのであれば、既存の仕組みとどのようにうまく連携するかということが現実的なアプローチである。システムにはいろいろな過去からの経緯もあり、構築しようとするシステムによって、ある行政の窓口は便利になるが、そうでないところは不便になるとなれば、最終的には良いか悪いかの判断が綱引きにもなりかねない。そのためには、何を共通の価値にするかという観点が非常に大事である。
- 戸籍情報システムの在り方とマイナンバーとの接続の話は、密接に関係してはいるが、一度それぞれ独立して考えた方が良いのではないか。現行の戸籍情報システムをどのようにすることでシステムの一元化というパターンが見えてくるか、また、それぞれの行政機関が持っているデータをマイナンバーでつなぐというマイナンバー制度の基本的な考え方の中で、戸籍に対してどこまで一元管理という考え方を持ってきてマイナンバーとつなぐかという整理をしながら進めていくのが良いのではないか。
- セキュリティの検討は重要であり、ネットワークレイヤーでのセキュリティ、システムレベルでのセキュリティ、業務レベルでのセキュリティという3層構造でセキュリティを考えていく必要がある。ネットワークの問題から更に業務に近づけてセキュリティをどのように考えていくのかという視点で今後まとめていくと良いのではないか。

【予備調査の実施状況報告】

- 戸籍証明書の利用件数は、人口の増減と連動して増減するようなものなのか。
 - ・ そこまでの把握はできていないが、例えば、相続税の控除額が変更され、控除の対象者が増え手続に必要とされる戸籍証明書の請求件数が増えるなど、どちらかというところ、人口の増減よりも、制度の変更に伴って戸籍証明書の請求が増えることがある。
- 利用者目線での検討をするには、待ち時間や手続に来るまでのアクセスの大変さなどを調査した方が良い。

以上